

別記様式(第4条関係)

随意契約結果一覧

						所属(課名)	職員	課
件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考	
福利厚生事業業務委託	平成30年4月1日	松阪市職員共済組合	7,902,971	7,902,971	従前から組合員(職員)の福利厚生事業を独自に行っており、市が実施しなければならない事業と共通することで、効率的に進められることから。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	無		
人事・給与厚生業務等委託	平成30年4月1日	松阪市職員共済組合	6,472,000	6,472,000	当該業務自体が一般的な委託には適さないものであり、個人情報取り扱いやこれまでの業務の関連性を考慮して、効率的で効果的な業務処理に対応できるものであることから。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	無		
人事給与業務 給与支払明細書作成	平成30年4月1日	(株)松阪電子計算センター	1,960,143	1,960,143	内容を熟知している現行システムの納入業者であることから。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	無		

職員定期健康診断等業務委託	平成30年4月9日	松阪地区医師会 松阪市健診センター	10,758,960	10,758,960	三共済の巡回ドックは健診内容が決められ1人14,040円の費用を要するが、組合員に7,000円の助成があるため単価契約は7,040円となる。また、非常勤等の職員に対しては、労働安全衛生法で定められている健診内容で実施し、単価契約は8,070円となっている。診断結果については、過去のデータの蓄積により経年比較が可能であるため、職員の健康管理の推進につながっている。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号)	有	単価契約 健診正規職員 7,040 健診非常勤等 8,070 ストレス チェック 660
接遇診断業務委託	平成30年5月17日	株式会社 話し方教育センター	999,820	999,820	当該業務を実施するに当たり、適切な講師など研修内容の質を確保する必要から、契約の性質又は目的が競争入札には適しないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	無	